

第11章 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

【人材養成】

1. 基本的事項

[①現状及び課題]

- 保健所職員等の教育研修については、従来から国立保健医療科学院、国立感染症研究所等において企画され、都道府県職員等を対象に実施されてきましたが、新型コロナ対応にあたり、事前の想定を上回る能力が求められ、対応に苦慮した例もありました。
- 新型コロナ対応において、地域において指導的立場を担うことが期待される病院に勤務する医師や看護師等が、院内感染対策について指導的立場を担った例がありました。

[②基本的な考え方]

- 感染症対策に対応できる知見を有する医療現場で患者の治療に当たる感染症の医療専門職に加え、高齢者施設等でクラスターが発生した場合に適切な感染拡大防止対策を行うための感染管理の専門家、感染症の疫学情報を分析する専門家が必要です。
- 行政においても、感染症対策の政策立案を担う人材等の多様な人材が必要であり、国及び県等は、これら必要とされる感染症に関する人材の確保のため、感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材の養成を行います。
- 大学等の医育機関（医療関係職種の養成課程及び大学院等）においては、感染症に関する教育や人材育成、専門的研究等を更に充実させることが期待されています。
- 感染症のまん延等の健康危機が発生した場合には、本市の職員だけでは保健所業務への対応が困難になることが想定されるため、IHEAT要員等から支援を受けることが重要となります。

2. 今後の施策

(1) 行政における取組

- 本市は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所並びに都道府県等が開催する感染症対策・感染症検査等に関する研修会等に本市保健所職員等を積極的に派遣するとともに、感染症に関する研修会等を開催することにより、感染症に関する知識等を習得させます。
- 本市保健所職員等は、医療機関、高齢者施設等における感染症対策に

係る現場指導等を通じて、平時から実践的な資質を高めるよう努め、地域全体における感染症対応力の向上に貢献します。

- 本市保健所は、地域全体の感染症対応力を向上させる各種研修や訓練を企画する際には、専門的知識を有する大学等の医育機関に、内容に係る助言や講師派遣の協力等を求めることで、質の高い研修や訓練を実施できるよう努めます。

(2) I H E A T 要員に係る取組

- 本市保健所は、I H E A T 要員を確保し、実践的な研修を実施するとともに、I H A E T 要員との連絡体制の整備、I H E A T 要員の本業の雇用主等との連携の強化など、I H E A T 要員から支援を受ける体制を整備し、I H E A T の活用を想定した準備を行います。

(3) 医療機関等における取組

- 感染症指定医療機関及び協定指定医療機関は、感染症対応を行う医療従事者等の新興感染症の発生を想定した必要な研修及び訓練を実施し、又は国、県及び保健所設置市等若しくは医療機関が実施する当該研修及び訓練に医療従事者を参加させることにより、資質の向上を図ります。
- 感染管理認定看護師は、所属施設における活動の他、保健所職員とともに平時及び新興感染症のまん延時において、医療機関、高齢者施設等における感染症対策の指導を担う専門家であり、医療機関等は、資格取得及びその能力発揮の支援に取り組みます。

(4) 医療関係団体等における取組

- 医療関係団体、高齢者施設等関係団体は、当該団体の会員等に対して感染症に関する情報提供、研修及び訓練を実施します。
- 感染管理認定看護師等の専門家は、保健所職員とともに医療機関、高齢者施設等における感染症対策に係る実務的な支援及び職員への指導等を通じて、平時からその資質を向上させるように努めます。
- 高齢者施設等は、施設内の感染症対応力を向上させるため、各種研修や訓練等を実施するとともに、感染管理認定看護師等の専門家による助言を活用する等、資質向上に努めます。

[参考]

○厚生労働大臣が定める「感染症基本指針」における該当項目 第十五 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する 事項
○関係する目標項目 … 参照：第12章「数値目標」 (5)保健所の体制整備 (6)人材の養成・資質の向上